

## 新潟食料農業大学大学院学則（抜粋）

（目的）

第1条 新潟食料農業大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、生命、環境、社会に関する科学を基盤とした食と農に係る学術の理論及び応用を研究教授しその深奥を究めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことをもって、地域と国際社会の発展に貢献することを目的とする。

（標準修業年限）

第5条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第18条第5項に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修生」という。）は、当該許可された年限を標準修業年限とする。

（在学期間）

第6条 修士課程の在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、長期履修生の在学期間については、別に定める。

（学年）

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第12条 前条の学年は、原則として次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- （1）日曜日及び土曜日
- （2）国民の祝日に関する法律に定める日
- （3）本学の創立記念日
- （4）夏季休業
- （5）冬季休業
- （6）春季休業

2 学長は、必要がある場合は、前項の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

（単位の授与）

第19条 授業科目を履修し、かつ、学期末または学年末に行う試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（成績）

第20条 授業科目の試験の成績は、A+・A・B・C・Dの5種の評語をもって表し、C以上を合格とする。

（論文審査）

第21条 学位論文の審査は、研究科教授会の定める審査委員によって行うものとする。

（修了要件）

第22条 修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査に合格することとする。

（学位の授与）

第23条 本大学院の修士課程を修了した者には修士の学位を授与する。

2 学位に付与する専攻分野の名称は次のとおりとする。

食料産業学専攻 修士（食料産業学）

（再入学）

第30条 本大学院を退学した者が、再入学を希望するときは、研究科教授会の議を経て学長がこれを許可することがある。

2 再入学した者の在学年数は、再入学前の在学年数を通算して、第6条に規定する在学期間を超えることはできない。

（休学）

第31条 疾病その他の事由により2ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 健康上の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、学長の許可を得て1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第33条 他の大学院へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第34条 外国の大学院等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は1年を限度とし、修業年限に含めることができる。

3 第18条第3項に定める他大学院における授業科目の履修等の規定は、外国の大学院等へ留学する場合に準用する。

（退学）

第35条 退学しようとする者は、必要な書類を添え、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第36条 次の各号の一に該当する者は、研究科教授会の議を経て学長が除籍する。

（1）授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

（2）第6条に定める在学年限を超えた者

（3）第32条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

（4）死亡または長期間にわたり行方不明の者

（表彰）

第37条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科教授会の議を経て学長が表彰することができる。

（懲戒）

第38条 本大学院学則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、研究科教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

（1）性行不良で改善の見込みがない者

（2）正当な理由がなくて出席が常でない者

（3）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者